様式第６号の２　　　　　　　　　　　　（第１面）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業計画の概要  １．事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること）  　①　事業の概要  　　　平成○年○月、株式会社○○○○を設立し、静岡県中部地域を中心に建設業を主体に事業を営んでいます。今般、株式会社○○の委託を受け、同社の静岡県○○市の建設・解体工事現場から排出される産業廃棄物を収集し、株式会社△△の○○市内にある産業廃棄物中間処分場に運搬するために申請に及んだものです。  　②　営業範囲  静岡県、愛知県  予定運搬先の所在地は、許可証に記載されている処分施設の設置場所とする。  ２．取り扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等 | | | | | | |
|  | (特別管理)  産業廃棄物  の　種　類 | 運搬量  (t/月又は  ｍ3/月) | 性　状 | 予定排出事業場の名称及び所在地 | 積替え又は保管を行う  場合には積替え又は保  管を行う場所の所在地 | 予定運搬先の名称及び所在地  （処分場の名称及び所在地） |
| １ | 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） | ○t/月 | 固形状 | 株式会社○○  静岡県○○○ |  | 株式会社△△  静岡県○○市○○町○番○号 |
| ２ | 木くず | ○t/月 | 固形状 | 株式会社○○  静岡県○○○  （建設業） |  | 同上 |
| ３ | 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。） | ○t/月 | 固形状 | 業種等の指定のある産業廃棄物については、括弧書きで予定排出事業者の業種等を記載すること。  同上 |  | 同上 |
| ４ | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。） | ○t/月 | 固形状 | 同上 |  | 同上 |
| ５ | がれき類  （石綿含有廃棄物を含む。） | ○t/月 | 固形状 | 同上 |  | 同上 |
| ６ | 廃油 | ○t/月 | 液状 | ○○株式会社  静岡県○○ | 該当なし | □□株式会社  静岡県○○市○○町○番○号 |
| ７ |  |  |  |  |  |  |
| ８ |  |  |  |  |  |  |
| ９ |  |  |  |  |  |  |
| 10 |  |  |  |  |  |  |
| 備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。 | | | | | | |
|

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日本産業規格 Ａ列４番）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３．運搬施設の概要  (1) 運搬車両一覧 | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | |
|  | 車体の形状 | | 自動車登録番号  又は車両番号 | 最大積載量  （kg） | | 所有者又は使用者 | | 備考 |
| １ | 脱着装置付コンテナ専用車 | | 静岡　100  あ　11－11 | 3,800 | | （所有者）株式会社○○ | |  |
| ２ | ダンプ  自動車検査証等の「車体の形状」欄の内容を記載 | | 静岡　100  い　22－22  自動車検査証等の「最大積載量」欄の内容を記載 | 8,000 | | （所有者）株式会社○○  （使用者）株式会社○○ | | 土砂等以外 |
| ３ |  | |  | 許可申請者と車両使用者が同一人でない場合は、所有者と使用者を記載 | | 自動車検査証等の「備考」欄に記載されている使用制限の内容を記載 | |  |
| ４ |  | |  |  | |  | |  |
| ５ |  | |  |  | |  | |  |
| ６ |  | |  |  | |  | |  |
| ７ |  | |  |  | |  | |  |
| ８ |  | |  |  | |  | |  |
| ９ |  | |  |  | |  | |  |
| 10 |  | |  |  | |  | |  |
| 事務所の所在地 | | 静岡県○○市○○  ※　付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| 駐車場の所在地 | | 同上   * 付近の見取図を添付すること。 | | | | | | |
| (2) その他の運搬施設の概要 | | | | | | | | |
| 運搬容器等の名称 | | | 用　　途 | | 容　　量 | | 備　　考 | |
| コンテナ | | | 廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。） | | ○㎥ | | 石綿含有産業廃棄物は、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。  水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。 | |
| 蓋付ドラム缶 | | | 廃油 | | ○L | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |
|  | | |  | |  | |  | |

（第２面）

（第３面）

|  |
| --- |
| (3) 積替施設又は保管施設の概要  　該当なし  ※該当がある場合には、「様式第17号」に詳細を記載すること。  ※　構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取り図を添付すること。 |
|

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４．収集運搬業務の具体的な計画（車両毎の用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）  (1)車両毎の用途  　 ①脱着装置付コンテナ専用車、ダンプ  　　 廃油、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、木くず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有廃棄物を含む。）    (2)収集運搬業務を行う時間  ８時～17時（休憩　１時間）  (3)休業日  　 日曜、国民の祝日、年末年始（12月28日～１月３日）  (4)収集運搬業務の方法  　ア　運搬車両には、原則として、運転手及び作業員を１人ずつ配置し、収集運搬業務に従事する。  　イ　運転手は、排出事業者から産業廃棄物の引渡しを受ける際には、交付されたマニフェストの記載事項と照合、確認のうえ、運搬者氏名をマニフェストに記入し、Ａ票を排出事業者に返却する。  　ウ　処分業者に産業廃棄物を引き渡す際には、Ｂ１、Ｂ２、Ｃ１、Ｃ２、Ｄ及びＥ票を渡し、Ｂ１及びＢ２票の返却を受ける。Ｂ２票は排出事業者に送付する。  　エ　廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、紙くず、木くず、繊維くずは鉄製コンテナに入れ、又、鉄製コンテナに収容できない長さの物については直接バラ積みし、株式会社△△の中間処分場（○○市○○町○番○号）に運搬する。  　オ　廃油は、蓋付ドラム缶に入れ、□□株式会社の中間処分場（○○市○○町○番○号）に運搬する。  　カ　石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物は、破砕することがないような方法で、かつ、他の廃棄物と混ざらないように別の容器に入れ、××株式会社の中間処分場（○○市○○町○番○号）に運搬する。  従業員数の内訳  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○年○月○日現在 | | | | | | | |
|
| 申請者又は申請者の登記上の役員 | 政令第6条の10で  準用する第4条の7  に規定する使用人 | 相談役、顧問等申請者の登記外の役員 | 事務員 | 運転手 | 作業員 | その他 | 合　　計 |
| ３人 | １人 | ０人 | １人 | ５人 | ３人 | ０人 | 13人 |

（第４面）

（第５面）

|  |
| --- |
| ５．環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）  (1)運搬に際し講ずる措置  　　ア　車両及び運搬容器は事前点検を行い、過積載になっていないことを確認する。  　　イ　運搬に際しては、飛散等を防止するため、積載した産業廃棄物をシートで被覆する。  　　ウ　処理施設への搬入に際しては、騒音、振動、ほこりの発生防止に努める。  　　エ　建設工事現場からの収集運搬に際しては、現場からの泥土等の持出し防止に努める。  　　オ　石綿含有産業廃棄物は飛散防止のため、変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積込み、又は荷下ろしを行う。また、シート掛け、フレコン詰め等の飛散防止措置を行う。  　　カ　石綿含有産業廃棄物の収集又は運搬は、破砕することのないよう、パッカー車及びプレスパッカー車への投入は行わない。  キ　石綿含有産業廃棄物の運搬車は、石綿含有廃棄物の形状に応じた構造のもの、飛散防止のためのシート掛け等ができるものとする。また、運搬時に荷台での転倒や移動を防止するための措置を行う。  　　ク　水銀使用製品産業廃棄物は、破損することのないよう、形状、大きさ、材質等に適した容器に入れる。また、他の物と混合することのないよう他の物と区分して収集又は運搬する。なお、破損しやすい製品は、相互に重ならないように区分する、緩衝材を設置するなどして、破損を防ぐ。  (2)積替施設又は保管施設において講ずる措置  　 該当なし  ※該当がある場合には、「様式第17号」に詳細を記載すること。 |
|